平成２８年（フ）第４１０３号
大阪府東大阪市本町15番17号　リッチコート清水　２Ｆ202号、前住所大阪府東大阪市瓢箪山町21番16号　甲子マンション　２－Ｄ
債務者　濱辺三喜男
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１３号
大阪市西成区山王２丁目13番22号203号、前住所大阪市西成区山王３－16－19－102号室
債務者　今村　幹雄
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７号
埼玉県所沢市並木２丁目３番地１－704、前住所埼玉県所沢市並木２丁目３番地１－911
債務者　長沢　晴美（旧姓小田切）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市松山町１丁目７番３号　グリーンメゾン小岩Ｂ102
債務者　石橋　泰彦
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４９９号
埼玉県入間市大字二本木1279番地11
債務者　田崎　美紀（旧姓仲林）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７５号
岡山県笠岡市生江浜2062番地６
債務者　三宅　亜美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
熊本県八代市田中北町62番地１
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第７３２０号
東京都中央区新川１丁目28－４－513
債務者　金子チエミ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３３４号
東京都練馬区練馬２丁目29－41－401
債務者　佐藤　侑紀（旧姓新門）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４１号
千葉県市川市新井３丁目15－22－404
債務者　金川きよみこと　金　亨美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４２号
神奈川県横浜市鶴見区朝日町２丁目88
債務者　加藤　朱実（旧姓清塚）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４９号
東京都中野区鷺宮２丁目10－９－103
債務者　八重尾　希
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３５０号
埼玉県狭山市大字水野507－４－403
債務者　日比野　功
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３５１号
東京都世田谷区給田３丁目24－２－208
債務者　木村　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３５３号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目２－９
債務者　関　守夫
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３５７号
東京都八王子市横川町1150－10
債務者　橋本　祥一
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部